

◎地方交付税法の一部を改正する法律

(平成二十七年二月二日法律第一号)

一、提案理由(平成二十七年一月三〇日・衆議院総務委員会)

○高市国務大臣 地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東日本大震災に係る復興事業等の実施状況等により、震災復興特別交付税に要する額を変更する必要があります。このため、平成二十四年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、平成二十五年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった金額について、地方交付税の総額から減額するとともに、平成二十六年度の補正予算により増額された震災復興特別交付税額二十六億円を地方交付税の総額に加算することとしております。

次に、今回の補正予算により、震災復興特別交付税に要する額の加算のほか、平成二十六年度分の地方交付税が九千五百三十八億円増加することとなりますが、このうち普通交付税の調整額の復活に要する額三百十五億円を追加交付することとし、残余の額九千二百二十四億円を平成二十七年年度分の地方交付税

地方交付税法の一部を改正する法律

の総額に加算して、同年度に交付することができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十七年一月三〇日)

○榊屋敬悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二十五年度の決算において不用となった千六百三十三億円を平成二十六年度分の地方交付税の総額から減額するとともに、東日本大震災に係る復興事業等の実施のため、平成二十六年度分の震災復興特別交付税について二十六億円を加算することとしております。

また、今回の補正予算により増加することとなる平成二十六年度分の地方交付税九千五百三十八億円につきまして、普通交付税の調整額の復活に要する三百十五億円を除く九千二百二十四億円を同年度内に交付しないで、平成二十七年年度分として交

地方交付税法の一部を改正する法律

二

付すべき地方交付税の総額に加算して交付できることとしております。

本案は、昨二十九日本委員会に付託され、本日、高市総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二十七年二月三日)

○谷合正明君　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、震災復興特別交付税のうち、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二十五年度の決算において不用となった金額を減額するとともに、復興事業等の実施のため、平成二十六年度分の震災復興特別交付税について加算措置を講ずるほか、補正予算により増加した同年度分の地方交付税の額の一部を平成二十七年年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものであります。

委員会におきましては、震災復興特別交付税に不用額が生じた理由、補正予算で増額した地方交付税を翌年度に繰り越すことの妥当性、今後の臨時財政対策債の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉良よし子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年二月三日)

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、より効果的で経済活性化に真に資する地方公共団体による事業計画の策定・実施を実現するため、政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、年度途中に増額した地方交付税の取扱いについては、当年分における地方公共団体の財政需要に留意しつつ、地方公共団体の意見を十分に踏まえた対応をとること。

二、震災復興特別交付税については、東日本大震災の被災団体における復旧・復興を加速化する観点から、被災団体の様々

な需要に対して柔軟に対応することができるよう、適切な措置を講じるとともに、引き続き、過大交付等が生じることのないよう、地方公共団体における適正な算定事務の執行に万全を期すこと。

三、巨額の借入金を抱える地方財政の現状に鑑み、補正予算に伴い発生する地方負担については、適切な対応をとること。
右決議する。